

新たな地域クラブ活動の構築に向けた ガイドライン



©岡山県 ももっち・うらっちと仲間たち

令和6(2024)年3月

岡山県

目 次

前文	・・・ 1
I 章 本県の現状と取組等	・・・ 2
1 意見交換会の開催	・・・ 2
(1) 目的	
(2) 実施状況	
2 意見交換会で把握した県の現状	・・・ 2
3 地域移行に向けた課題	・・・ 5
(1) スポーツと文化芸術共通の課題	
(2) スポーツの課題	
(3) 文化芸術の課題	
4 地域クラブ活動の充実に向けた県の取組等	・・・ 6
(1) 今後の方針性	
(2) 県の取組	
①指導者の量の確保	
②指導者の資質の向上	
③情報共有の場の提供	
④活動に要する経費の軽減	
⑤活動場所の確保	
⑥運営団体・実施主体となる団体等の充実	
5 新たな地域クラブ活動の構築に向けた県の考え方	・・・ 9

II章 新たな地域クラブ活動の構築に向けた取組等	・・・ 10
1 新たな地域クラブ活動の構築に向けた適切な運営等の推進	・・・ 10
(1) 運営団体・実施主体	
(2) 指導者	
(3) 活動内容	
(4) 適切な休養日の設定	
(5) 活動場所	
(6) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	
(7) 保険の加入	
(8) 学校との連携等	
2 大会等への支援	・・・ 16

前 文

全国的に少子化や学校の働き方改革が進む中、学校や地域によってはこれまでと同様の学校部活動の継続が困難になってきている現状があり、将来にわたり子どもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。

スポーツ庁及び文化庁において、令和4（2022）年12月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）が策定され、学校部活動の地域連携及び地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行（以下「地域移行」という。）に取り組むことが示された。

県教育委員会においては、令和5（2023）年3月に「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」を策定し、学校部活動が子どもたちにとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営に向けて、効率的・効果的な学校部活動の在り方を示している。また、令和3（2021）年度から、国の委託を受け学校部活動の地域移行に関する実証事業を行い、成果発表会を開催するなど、関係者との情報共有を図り、県内へ普及してきたところである。

市町村においては、部活動指導員の活用、複数校による合同部活動の実施、総合型地域クラブ活動等による地域での中学生の受け入れなど、学校や地域の現状に応じた取組が進められている。

こうした中、今年度、市町村の取組状況の把握に努めるとともに、市町村、スポーツ・文化芸術団体等と複数回にわたる意見交換の場を設けるなど、学校部活動の地域連携・地域移行に係る現状及び課題の把握に努め、今後の課題解決策や支援方策について検討してきたところである。

これらを踏まえ、今後、スポーツ・文化芸術活動に取り組む子どもたちのために新たな地域クラブ活動の構築を目指す市町村等の参考となるよう、「新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」を策定するものである。

本ガイドラインは、地域や競技・分野ごとに置かれている状況や直面する課題が異なる中において、新たな地域クラブ活動の構築に向けて多様な選択肢や手法があることを前提とし、現時点で考えられる方向性の大枠を示したものである。

I章では、今後の地域クラブ活動の充実に向けた県の方向性や取組等を示し、II章では、地域クラブ活動に義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。）の生徒（以下「生徒」という。）を受け入れるために市町村等が取り組む内容について、国のガイドラインも参考にしながら県の考え方を示している。

I 章 本県の現状と取組等

今年度実施した意見交換会での市町村担当者やスポーツ・文化芸術団体関係者からの意見等を踏まえ、本県の現状とともに課題を整理し、今後の地域クラブ活動の充実に向けた県の方向性や取組等について示す。

1 意見交換会の開催

(1) 目的

学校部活動の地域連携・地域移行の動きを見据え、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に向け、地域の現状や課題等を把握する。

(2) 実施状況

- 第1回 令和5(2023)年6月
参加者 市町村担当者、スポーツ・文化芸術団体関係者、
スポーツ推進委員等
- 第2回 令和5(2023)年8月
参加者 競技団体・文化芸術団体関係者、
中学校体育連盟担当者、中学校文化連盟担当者
- 第3回 令和5(2023)年11月
参加者 市町村担当者
- 第4回 令和6(2024)年2月
参加者 市町村担当者、スポーツ・文化芸術団体関係者、
スポーツ推進委員等

2 意見交換会で把握した県の現状

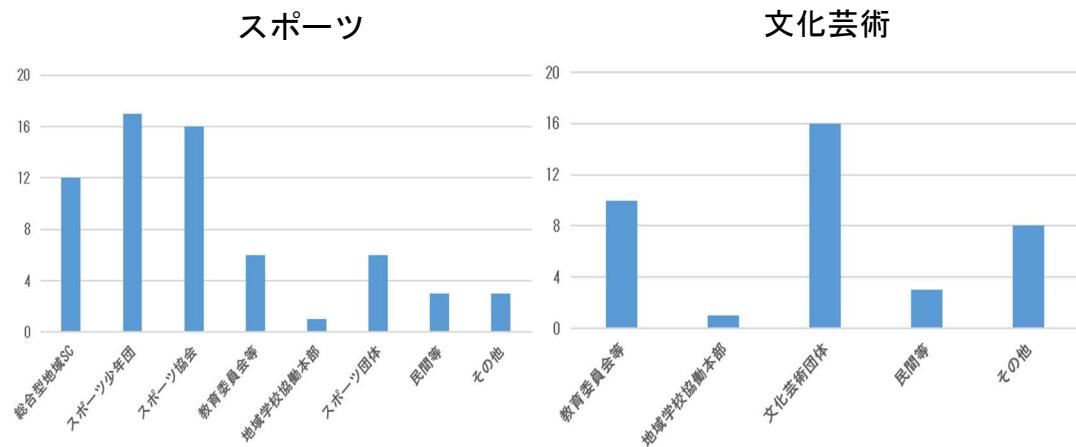
- 国の実証事業等を活用して学校部活動の地域連携・地域移行に向けた取組を進めている市町村がある一方で、取組の進め方自体に苦慮する市町村もある。しかし、少子化が進行する中で、地域クラブ活動を充実させていくことが必要との認識をすべての市町村が有していた。
- 学校部活動の地域連携・地域移行という国の動きを契機として、誰もがスポーツ・文化芸術活動に触れることができる機会を提供することで、それぞれの活動の認知度向上、裾野の拡大を進めたいとの意欲を有しているスポーツ・文化芸術団体があった。特に、文化芸術団体は、中学校に部活動がない分野であっても、学校部活動の地域連携・地域移行に向けた取組に关心を持っている団体があった。
- 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた取組については、県内の広い範囲で対応できる団体が一部あったものの、ほとんどの団体は、中山間地域での活動が困難であるなど、活動できる範囲が限定されたことだった。

① 主な意見

	市町村担当者	スポーツ・文化芸術団体関係者等
指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者となり得る人材の掘り起しが困難 ・指導者研修会を実施してほしい ・兼職兼業の制度の活用が困難な教員がいることが課題 ・学校部活動を指導したい教員の活躍の場の確保が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者同士のネットワークを有効に活用してもらいたい ・有資格者が活躍できていない ・無資格者でも指導したい人が多い ・高齢化が進んでおり、後継者の育成が必要
活動場所	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動場所の確保が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の利用は可能なのか
経費	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者報酬への支援が必要 ・参加者（保護者）の負担への支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・恒久的な財源確保に苦慮 ・遠征費や器材の購入費、修理費用等の経費をどこまで受益者負担とするのかは大きな課題
情報共有	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や子ども等関係者への制度の周知が不足。積極的な広報が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換の場を充実してほしい ・保護者の理解とバックアップが必要
連携	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と競技団体等との連携が取れていない ・競技志向でない生徒の活動の場の確保が必要 	
手段方法	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行をどう進めていけばよいのか手法がわからない 	

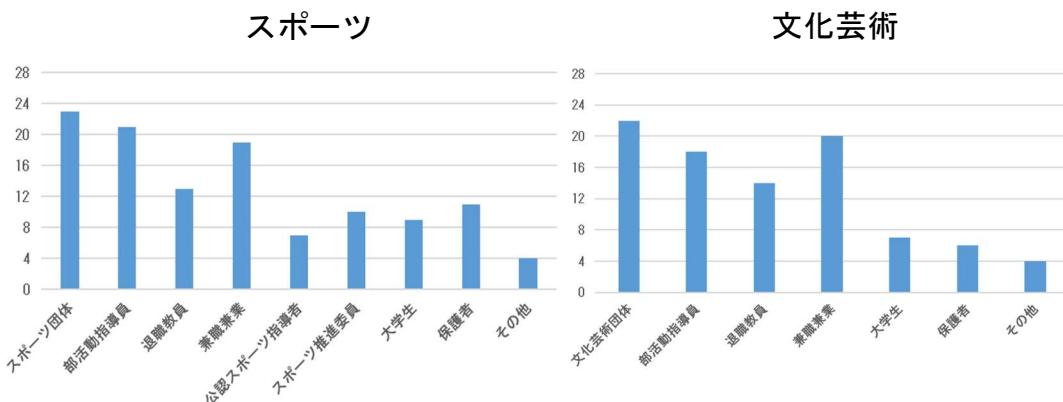
② 市町村における検討状況(第3回意見交換会での聞き取りから)

○ 地域移行にあたり、運営団体として想定している団体(複数回答)



- スポーツについては、スポーツ少年団、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブなど、スポーツ関係団体が多い
- 文化芸術については、文化芸術団体や教育委員会等が多い

○ 地域移行にあたり、指導者として想定している人材(複数回答)



- スポーツについては、スポーツ団体の指導者や部活動指導員が多い
- 文化芸術については、文化芸術団体の指導者や兼職兼業の許可を得た教員等の学校関係者が多い

3 地域移行に向けた課題

(1) スポーツと文化芸術共通の課題

- ① 地域での指導者が、どの分野にどの程度いるのか把握できていない。
- ② 多様なニーズに応えられる専門的な知識を持つ指導者が少ない。
- ③ 学校部活動の地域移行の進め方がわからない。
- ④ 指導者への謝金・施設使用料等の費用負担が生じる。
- ⑤ 活動場所の確保が難しい。
- ⑥ 運営団体・実施主体^{*1}となる関係団体が少ない。

(2) スポーツの課題

- ① 陸上競技や武道などの個人競技と比較して、団体競技は運営団体等の確保や公式試合の出場資格に制限があり、出場できない生徒がいる。
- ② スポーツには指導者資格制度があるものの、取得だけではなく資格の更新講習にも高額な費用（登録料、研修受講料等）がかかる。

(3) 文化芸術の課題

- ① 総合型地域スポーツクラブのような運営団体・実施主体となり得る団体が少ない。
- ② スポーツには指導者資格が確立されているが、文化芸術団体には指導者資格がない。
- ③ 音楽や美術、映像等を利用した活動をする際には、著作権使用料が発生することがある。
- ④ 吹奏楽については、練習場所となり得る場所が少ないと、楽器等の確保が困難であること、楽器を運搬する必要が生じることなどの特有の課題がある。

* 1 運営団体・実施主体

運営団体とは、地域クラブ活動を統括する団体。例えば、総合型地域スポーツクラブなど。

実施主体とは、運営団体から派遣された指導者や団体が実際に指導等を行うもの。

なお、運営団体及び実施主体は、同一の団体となる場合も考えられる。

4 地域クラブ活動の充実に向けた県の取組等

(1) 今後の方向性

誰もが身近にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりを進める中で、学校部活動の地域移行の受皿となる地域クラブ活動の充実に取り組む。

(2) 県の取組

① 指導者の量の確保

県内全域において指導者不足は大きな課題であることから、県は、公益財団法人岡山県スポーツ協会^{*2} や公益社団法人岡山県文化連盟^{*3} 等と連携を図りながら、指導者となり得る人材の把握と掘り起こしを行う。また、人材バンクへの指導者登録数の増加やスムーズにマッチングができるシステムの構築など人材バンクの充実に努める。

ア スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員、退職教員、地域クラブ活動で指導を希望する教員、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者の確保に努める。

イ 「おかやまスポーツナビ」の指導者マッチングサイトの活用促進に取り組んでいくとともに、「おかやまスポーツナビ」や「マイニングおかやま」の人材バンク機能を充実するなど、市町村や地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。

* 2 公益財団法人岡山県スポーツ協会

県、市町村体育・スポーツ協会、競技団体とともに、県下における県民スポーツの統一組織としてスポーツを推進する団体。「おかやまスポーツナビ」の運営を行うとともに、指導者の確保と指導者の資質の向上のための研修会の開催、総合型地域スポーツクラブの設立と活性化の支援を担っている。

<http://www.okayama-taikyo.or.jp/>

* 3 公益社団法人岡山県文化連盟

県内唯一の総合的文化芸術団体。県、市町村、文化芸術団体など、県内の幅広い文化関係団体を網羅するネットワークを「まとめ」「つなぎ」「のばす」役割を有しており、「マイニングおかやま」の運営を行うとともに、文化に関する指導者の相談窓口を担っている。

<https://o-bunren.jp/>



ポータルサイト

「おかやまスポーツナビ」

<https://okaspo-navi.jp>



[運営]

公益財団法人岡山県スポーツ協会



ポータルサイト

「マイニングおかやま」

<https://www.mining.bunren.jp>



[運営]

公益社団法人岡山県文化連盟

② 指導者の資質の向上

地域におけるスポーツ・文化芸術活動の場が、子どもたちの心身の健全な成長を促し、また、地域住民にとってもよりよいものとなるよう、県は、公益財団法人岡山県スポーツ協会や公益社団法人岡山県文化連盟等と連携を図りながら、技術向上だけでなく、体罰・ハラスメント等の根絶に向けた研修会を開催し、指導者の資質の向上に努める。

- ア 専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める。
- イ 発達段階や多様なニーズに対応した活動ができるよう研修会を開催するなど、より多くの指導者の養成や資質の向上に向けた取組を実施する。なお、研修会を実施する際には、以下の点に留意する。

<主な留意事項>

- ・過度な負担とならない練習
- ・安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶及び当該行為発生時の対応
- ・文化芸術活動で留意する必要がある著作権についての指導者の理解 等

③ 情報共有の場の提供

県は、学校部活動の地域連携・地域移行が円滑に進むよう、市町村や関係団体等が情報共有できる場の提供を進める。

ア 市町村や関係団体等を構成員とする連絡会議を開催し、課題等の解決策や市町村等への支援方策等に係る意見交換、県内市町村等の先進事例についての情報共有を行うとともに、必要に応じてその内容をホームページ等で公開する。

イ 学校部活動の地域連携・地域移行に関する実証事業等の成果の普及を図るとともに、市町村等における取組の進捗状況を把握し、市町村等に対して必要な指導助言を行う。

④ 活動に要する経費の軽減

ア 国の動向も注視しながら、公共施設等の施設使用料の負担軽減について検討する。

イ 参加者に過度な負担が生じないよう、国へ財政的支援の要望を行っていく。

⑤ 活動場所の確保

県は、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設だけではなく、高等学校、特別支援学校等の活用も検討する。その際、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2（2020）年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3（2021）年1月文化庁策定）も参考にする。

⑥ 運営団体・実施主体となる団体等の充実

県は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる団体等の充実に努める。

運営団体・実施主体は以下のような団体等が想定される。

【地域スポーツ団体等】

総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学等

【地域文化芸術団体等】

文化芸術団体、大学等

【その他、想定される団体等】

地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の運動部及び文化部が統合して設立する団体等学校と関係する組織・団体

※ 市町村が運営団体となることも想定される。

5 新たな地域クラブ活動の構築に向けた県の考え方

将来的に、地域クラブが市町村や関係団体等と連携し、生徒を受け入れができる新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体となるよう、県は地域クラブ活動の充実に向けた取組を進めるとともに、学校部活動の地域移行に向けた市町村等を支援する。

II章 新たな地域クラブ活動の構築に向けた取組等

市町村、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等が、生徒を受け入れるにあたり取り組む内容について、国のガイドラインを参考に県の考え方を示す。

なお、市町村等は、これらの内容の中から地域の現状に応じて選択し、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくことが望ましい。

1 新たな地域クラブ活動の構築に向けた適切な運営等の推進

(1) 運営団体・実施主体

① 地域のスポーツ・文化芸術団体等の整備充実

ア 市町村は、関係者の協力を得て、新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実の支援に努める。

なお、市町村、スポーツ団体等は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」を運営団体・実施主体に対して広く周知・徹底する。また、運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠した運営を行うことが求められる。

② 関係者間の連携体制の構築等

ア 市町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会^{*4}などにおいて、情報共有・連絡調整を行い、連携する体制を整備する。

イ 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を可能な範囲で策定し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

* 4 協議会

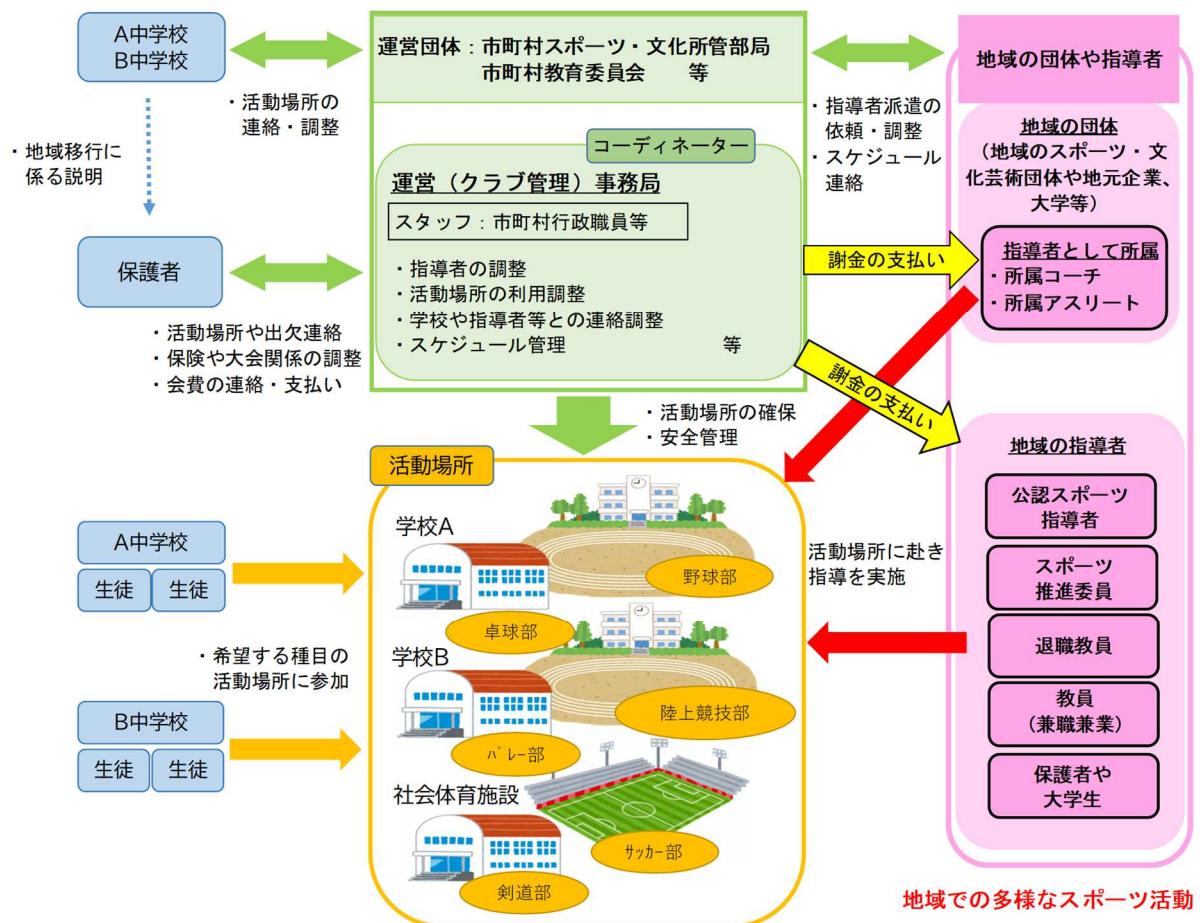
学校部活動の地域連携・地域移行に向け、行政・学校・スポーツ・文化芸術団体・保護者等の関係者で構成し、新たな地域クラブ活動と連携する体制を整備するために情報共有や連絡調整を行うもの。

新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体のモデル・イメージ

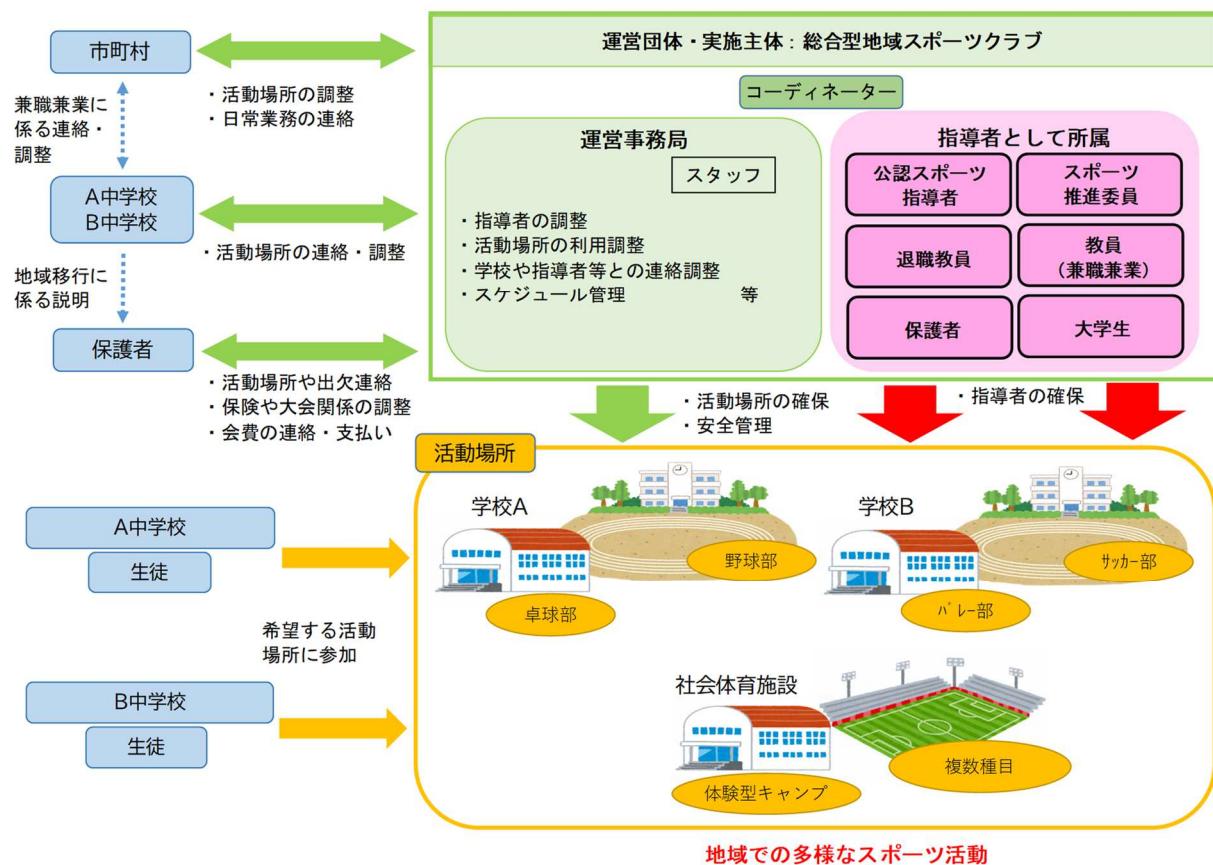
地域と学校が必要に応じて連携・協働する活動には、地域の現状に応じて、様々な方法の中から地域に適した活動を選択したり、複数の方法を組み合わせたりするなどの工夫が必要である。

例えば、次の図のような例が考えられる。

〈市町村運営型〉



〈総合型地域スポーツクラブ運営型〉



(2) 指導者

① 指導者の資質の向上

- ア 市町村は、生徒にとってふさわしい地域のスポーツ・文化芸術環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める。また、スポーツ・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質の向上の取組を進める。
- イ 市町村、スポーツ協会、文化芸術団体等は、研修会を行う際には、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の資質のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為を根絶する内容も盛り込む。
- ウ 各競技団体は、障害者スポーツ指導資格の取得を促進するとともに、研修機会を充実する。
- エ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。
- オ スポーツ団体等は、指導者の暴力等、問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSP0 等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。県や市町村などスポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。
- カ 市町村、文化芸術団体等は、文化芸術活動で留意する必要がある著作権についても研修等を行い、指導者の理解を深める。

② 適切な指導の実施

- ア 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶するとともに、中央競技団体等が作成した指導手引きを活用して、指導を行う。
- イ 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、県教育委員会発行の「学校部活動指導資料」も参考にしながら、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の導入等を行うとともに、研修会等へ積極的に参加し、正しい知識を修得する。

③ 指導者の量の確保

- ア 市町村は、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教員、地域クラブ活動で指導を希望する教員、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者の確保に努める。なお、市町村が人材バンクを整備する場合は、県との連携にも留意する。

(3) 活動内容

- ア 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。
- イ 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の現状に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒が一緒に参画できるようにする。
- ウ 市町村及び新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を広報誌での案内や学校の協力を得るなどして生徒や保護者に対して周知する。

(4) 適切な休養日の設定

- ア 新たな地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「学校部活動指導資料」を参考に活動時間を遵守し、休養日を設定する。
- その際、学校部活動と新たな地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が必要に応じて連携し、調整を図る。

(5) 活動場所

- ア 市町村及び新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設だけでなく、地域の中学校をはじめとする学校施設等の活用も検討する。その際、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」(令和2(2020)年3月スポーツ庁策定)や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」(令和3(2021)年1月文化庁策定)も参考にする。
- イ 市町村は、新たな地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりに努める。
- ウ 市町村は、公共施設の円滑な利用を進めるため、施設管理者の意見を聴取するなど、必要に応じて新たな地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

(6) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ア 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- イ 市町村は、可能な範囲で、新たな地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援等について、国の動向等を注視しながら検討を行う。
- ウ 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(7) 保険の加入

- ア 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。
- イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、分野・競技特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体が各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

(8) 学校との連携等

市町村及び新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校と必要に応じて連携を図る。

- ア 市町村及び新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、学校への情報提供や生徒・保護者への理解促進等、必要に応じて学校と協力・連携して取り組むものとする。
- イ 市町村及び新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、学校部活動で実施されている分野と同じ分野の活動については、必要に応じて学校と連携を深める。
- ウ 市町村及び新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、上記イ以外の地域で実施しているスポーツ・文化芸術活動の内容等を必要に応じて学校と連携して生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるような環境を整備する。

2 大会等への支援

市町村は、新たな地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

【問い合わせ先】

○スポーツ分野

岡山県環境文化部スポーツ振興課

TEL 086-226-7467

E-mail : sposhin@pref.okayama.lg.jp

○文化芸術分野

岡山県環境文化部文化振興課

TEL 086-226-7903

E-mail : bunkasin@pref.okayama.lg.jp